

子育てのための施設等利用給付認定 提出書類

※添付書類等が不足している場合は受付できませんので、提出の際はご確認をお願いいたします。

私立幼稚園を利用される方

◎幼稚園教育のみの方

【提出書類】

- ・子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（法第30条の4 **第1号**）
- ・マイナンバー届出書

◎幼稚園教育と預かり保育を利用される方（ただし、保護者の就労等で保育が必要な方のみ **※1**）

【提出書類】

- ・子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（法第30条の4 **第2号・第3号**）
- ・上記申請書裏面のチェックシートにて該当する「保育が必要な理由」に応じた証明書等（**※2**）
- ・マイナンバー届出書

認可外保育施設を利用される方

【提出書類】（ただし、保護者の就労等で保育が必要な方のみ **※1**）

- ・子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（法第30条の4 **第2号・第3号**）
- ・上記申請書裏面のチェックシートにて該当する「保育が必要な理由」に応じた証明書等（**※2**）
- ・マイナンバー届出書

※1 両親が就労している等、家庭で保育ができないことが確認できる方について、第2号・第3号の認定をします。

例えば、保護者のどちらか専業主夫（主婦）の場合等で、預かり保育や認可外保育施設などの保育を利用している場合は、「保育の必要性」が確認できないので、認定できません。（私立幼稚園利用の場合、預かり保育を利用しているも、教育部分（**第1号**）のみ認定をさせていただきます。（**第1号**の申請をしていただくことになります。））

※2 認定申請書裏面のチェックシートの太字枠（保護者記入欄）のうち、該当するものに「○」をつけ、対応する右欄の必要書類を確認して、添付してください。

証明書等のうち「マイナンバー届出書」「就労（内定）証明書」、「求職活動状況申告書」のみ同封しています。これら以外の証明書様式が必要な場合は、市のホームページ「平成31年度幼稚園・保育所（園）・認定こども園 入所（園）申し込みの受付」のページ下部に様式を添付していますので、ダウンロードしてご利用いただくか、市こども未来課までご連絡ください。

ホームページ：<https://www.city.yoshinogawa.lg.jp/docs/2019090500022/>